

広島市東区民文化センターに係る指定管理者候補者の選定について

広島市東区民文化センターについて、次のとおり指定管理者候補者を選定した。

1 施設の概要

- (1) 所在地
広島市東区東蟹屋町10番31号
- (2) 設置目的
市民に各種の地域活動と文化活動の場を提供し、もって地域連帯意識の高揚と地域文化の振興を図ることを目的とする。

2 募集の概要

- (1) 募集期間
令和6年7月12日～令和6年9月30日
- (2) 申請者 1団体
公益財団法人広島市文化財団（広島市中区加古町4番17号）

3 市民局指定管理者指定審議会（文化施設審査部会）委員

役職	職名	氏名
部会長	市民局長	村上 慎一郎
委員	市民局次長	中谷 満美子
委員	市民局文化スポーツ部長	光田 直史
委員	税理士	砂村 忠男
委員	広島市立大学 国際学部教授	金谷 信子
委員	県立広島大学大学院 経営管理研究科教授	百武 ひろ子

4 審査の概要

- (1) 審査の方式
市民局指定管理者指定審議会において、指定管理者候補者の選定を行った。
審査は、書類及び面接により、各委員が評定を行い、指定管理者候補者として選定した。
- (2) 評価基準
評価項目

評価項目
【1 市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、どのような方策がとられているか。
【2 施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 ① 施設の利用促進に係る基準値が達成されるものになっているか。 ② 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。 ③ 地域に根差した個性ある文化の創造に寄与しているか。 ④ 利用料金の設定等は、利用者サービスを考慮したものになっているか。
【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ① 団体の経営は安定しているか。 ② 本市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。
【4 管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること（提案額が下限額を下回っている場合は、調査により業務が適正に履行されると認められること。）。

（注） 上記評価項目のうちいずれか1項目に「0点」がある場合は、選定の対象外とする。

5 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、**公益財団法人広島市文化財団**を指定管理者候補者として選定した。

申 請 者	公益財団法人広島市文化財団
評 価 項 目 1	適
評 価 項 目 2	適
評 価 項 目 3	適
評 価 項 目 4	適
◎ 指定管理料上限額 3億927万4千円	
◎ 指定管理料提案額 3億927万4千円	

※ 指定管理料上限額及び指定管理料提案額に係る消費税及び地方消費税の税率は10%で算出している。

6 指定期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

参考

指定管理者は公の施設の管理運営主体として社会的責任への積極的な取組が求められることから、選定時の評価における加点減点項目として、本市が推進する行政施策に関する項目を設けている。

<指定管理者候補者となった公益財団法人広島市文化財団の取組状況>

加点減点項目		取組状況	備 考
障害者雇用率の達成	① 障害者雇用率【法定雇用率（2.5%）】	達成 (3.48%)	障害者の雇用義務有り
	② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも過去に滞納していた場合	非該当	
環境問題への配慮	ISO 14001若しくはISO 14005又はエコアクション21の取得	無	
男女共同参画・子育て支援の推進	① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済	策定義務有り
	② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	無	
	③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済	策定義務有り
	④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	無	
地域貢献度	① 広島市内に、	本店がある場合	該当
		本店がなく支店がある場合	—
		その他事業所等がある場合	—
	② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、	8割以上の場合	該当
		5割以上で8割未満の場合	—
		2割以上で5割未満の場合	—